

令和5年第9回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和5年8月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (18名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	<del>11番 上田 佳子</del>	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

### ○ 欠席した委員(1名)

11番 上田 佳子

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	高坂 貴和

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第49号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第51号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号	農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)
議案第54号	農用地利用集積計画の策定について(売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 1 番 (森)

議事録署名人 2 番 (中嶋)

開 会 令和5年8月25日 午後4時11分

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは、ただいまから令和5年第9回農業委員会総会を開会させていただきます。

会議前の一言と農業委員会憲章朗読を1番 森武雄委員、お願いいたします。

1 番 (森 武雄君)

それでは起立をお願いします。(一同起立)

会議の前の一言ということでありまして、席順1番ということで大当たりであります。私からのスタートになります。よろしくお願いします。

先ほど出口さんから説明がありました農地パトロールが8月29日に実施されます。そのことについてちょっと一言述べさせていただきます。

これにつきましては、農業委員会のメンバーが替わって一番最初に全員で行う作業ということでありまして。

農地の現状を把握するということは農業委員会にとって最も大切なことであると認識しております。

また、今回は委員の皆さんの約4割が替わられたということで、初めてのパトロールの方もおられると思います。戸惑いとかもあると思いますが、事務局あるいは先輩の委員の皆さんと一緒に行動していただいて、農地の利用状況の確認をお願いしたいと思います。

皆さんも取られておるかと思いますが、先月――7月のある日の全国農業新聞にも農地パトロールの記事が載っておりました。その一部を紹介します。

農地パトロールは地域計画の策定にもつながる重要な取り組みだ。(中略)

どうすれば地域の農業が持続するか、担い手が経営しやすい環境はどうあるべきかといった視点でも地域をよく見渡してほしい。未来をつくるためには今をよく知ることが出発点だ。

ということで締めくくっておりました。本当に大事なことだなと思って読んだ次第であります。

パトロール当日は猛暑が予想されますので、熱中症対策をしっかりとっていただいて、全員で頑張って取り組みたいと思います。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕

会 長

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

（氣賀澤 道雄君）

これより令和 5 年 8 月 1 日付、告示第 10 号をもって招集した令和 5 年第 9 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 18 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

なお、11 番 上田佳子委員から欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 1 番 森武雄委員、2 番 中嶋隆委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

（出口 大悟君）

それでは議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

こちらの許可後の計画変更申請につきましては、過去に農地転用の許可を受けている農地について、当時の許可内容とは異なる転用目的で改めて使用したいという申請になります。

1 件でございます。

場所につきましては 2 ページ左側を御覧ください。

計画変更一 1 で示した場所になります。

町 1 区、                    の北 1 筆 115 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は当地を住宅用地として使用する予定であったが、別に購入していた物件を住宅として使用することになり当地での住宅の新築が不要となった、承継計画は自身が経営する会社の従業員及び来客用駐車場、また業務資料などの保管場所が不足しているため駐車場及び物置用地として使用したいというものでございます。

同日、農地法第 5 条申請がございましたので後ほど御説明させていただきます。

以上 1 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ありがとうございました。  
地元委員の補足説明をお願いします。
- 2 番 (中嶋 隆君)  
7月29日に現地を確認しまして、現地はもう既に宅地として許可されていて舗装されて駐車場になっている土地なので、申請は適当と判断いたします。  
ただ、この手のものがどの程度あるのかっていうのがよく分からないというのが実態なんじゃないかなと思います。結局、多分こういう宙に浮いたようなものや設置届けが出ていないものがたくさんあるんじゃないかというような気がするんですが、この意見とは別に、そちらも問題点じゃないかなというふうに考えます。  
以上です。  
お願いします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
後者については、またおいおいということよろしいですか。
- 2 番 (中嶋 隆君)  
はい。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
では、今回の計画変更につきまして質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第49号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第49号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
次に、  
議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (出口 大悟君)  
そうしましたら議案書3ページをお開きください。  
農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。

3-1 で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED] の東 1 筆 266 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は購入予定の住宅に隣接する当地において自家消費用の野菜を中心に栽培するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、農地法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の北西 1 筆 687 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、農地法第 3 条第 2 項に適合してございます。

以上 2 件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

重複しますけれども、もう一度お願いします。

9 番

(小松原 博君)

1 番です。

8 月 7 日に現地確認してございます。

面積的にも規模的にもそんなに大きな規模ではないですし、家庭菜園的に家族営農という形を主体に考えているようです。よって、現地確認では適当ではないかというふうに判断しました。

以上です。

7 番

(田村 晴男君)

2 番ですが、ちょっと日数がかかりまして、8 月 6 日から 3 日ほどかけて見てまいりました。

実は、[REDACTED] さんが宅地を購入しまして、それについていた田んぼなんですけ

れども、いざ今年の計画表を見たら名前が変わっていないということで、おい、  
どうしたことだっということのうちの方へどなり込んできたというような  
状態でございます。

実は、よくよく見てみましたら、宅地のほうは一生懸命に処理してしまして、  
農地のほうは記載が漏れておりまして、宅地にしたのが2筆あって、実は全部  
で3筆あったわけですけども、2筆しか載っていないくて、申請漏れになって  
おったという形です。

なお、代金のほうは支払いを済ませてあるってというような形でどなり込んで  
きたってようなことがありまして、両方のうちへ行って確認を取って、計  
画書のほうを事務局で見直したところ1筆見過ごしておったのが判明しまし  
て、もう一遍申請し直してくれという形で申請をしていただきました。

認定農業者で、大変頑張っている若い■■■さんでございまして、今度はいよ  
いよマイホームをそこへ建てて頑張っていくということでございますので、喜  
ばしいことだと思っております。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ありがとうございました。  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第50号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第50号 農地法第3条の規定による  
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)  
それでは議案書5ページをお開きください。  
農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていた  
だきます。

1件でございます。

場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。



福岡区、[REDACTED]の南1筆3,584㎡のうち2,819.58㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農地造成のための一時転用。

理由でございますが、申請人は自身の所有する畑が周辺の土地より低く耕作及び管理に支障が生じていることから農地の利用増進を目的とした農地造成を計画した、その工事に必要な期間について一時的に転用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

17番

(河上 邦和君)

福岡の河上です。

8月7日に南割の上田委員とともに現地を確認に行ってまいりました。

4-1の地図を見てもらうと黒く塗り潰してあります。

「[REDACTED]」って書いてあるうちの下に道路があります。この道路から申請地まで2mぐらいの段差があって、そして、この南側がずっと山になっています。

それで、うちが1件あるんですけど、これは別荘みたいな感じで、林の中に1軒うちがある感じになっています。

山林とうちの境を区切ってあるんですけども、この山林も畑の持ち主の[REDACTED]さんの山林であるということです。

それで、この区切ってあるところから北へ向かって真っすぐ、ここに約3mの段差ができておって大きな土手になっています。

それで、北側は50cmぐらいの土側溝の[REDACTED]川になっておりまして、あとは東側も山林になっています。

そんなわけで、この道の高さの辺くらいまで盛土をして、黒く塗り潰した畑を同じ高さにそろえることによって草刈りや耕作をうまくできるようにしたいという申請であります。

ただ、心配するのは、盛土をすると[REDACTED]川に対しては5m近くの大きな土手ができるので、その辺は5mをただ土で押し固めただけじゃあ持たないんじゃないですかと聞いたところ、川の根元のほうには大きな石を積み上げて、その上に土を盛って強度を確保するってということで、一応、周辺の隣接地の方の同意も得られておって、一時的な転用で工事終了後はまた農地に戻るといこと

ですんで、くれぐれも盛土した表面は必ず耕作に支障ないような土にしてくださいねっていうことと、あとは工事中から工事が終わるまで水路に土砂の流出がないように十分注意してくださいねという意見を出しました。

以上です。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 2 番

(春日 知也君)

すみません。制度的な部分も含めて教えていただきたいんですけど、今回は御本人の持っている農地をより耕作条件をよくするために自分で農地改良するっていう案件だと理解しているんですけども、これは農地を何に転用するんでしょうか。

主 査

(出口 大悟君)

これは、あくまでも農地造成ですので、農地以外のものに転用したいっていう申請ではなくて、農地を造成するため、工事をする期間は農地として使えないので、農地の上で工事を一時的にしたいという申請になります。ですので、何か農地以外のものにしたいとか、そういった申請ではないです。

1 2 番

(春日 知也君)

農地のままだけれども、工事の間は転用するということですね。

もう一ついいですか。

物すごいお金がかかると思うんで、これは国のお金とかを使ってやるくらいの規模の工事っていう感じがするんですけども、何も使わないんですか。

1 7 番

(河上 邦和君)

この周りは全部太陽光発電施設になったりしているんで、将来的に太陽光発電をするために低いから高くする、まさかそんなことを考えているんじゃないでしょうねっていう質問はしたんですが、一応、価格的に太陽光発電をやることは考えていないし——何か、業者の方が私のところへ来たんですが、■■■■さんっていう人に私はいろいろお世話になったと、その業者の方は今土が余っていて、それを処理するのに困っているっていうか、土がいっぱいあるんで、昔世話になったんで、土は無償で埋め立ててあげるんだって言っていましたが。

1 2 番

(春日 知也君)

すごく心配なほうからネガティブな見方をすると、何となく処分地……

1 7 番

(河上 邦和君)

はい？

- 1 2 番 (春日 知也君)  
どこかの放置残土の処分地になったんじゃないのかという気もするけれども……。
- 1 7 番 (河上 邦和君)  
それは、また転用は転用で、そのときは異議が出ると思うんですが、今回は年寄りで大変だから平らにして作業効率をよくするのが目的だと言われたんで、私としては、それ以上はもう、ああそうですかということです。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
よろしいですか。
- 1 2 番 (春日 知也君)  
はい。
- 6 番 (小松 伸治君)  
新人なものですからちょっと教えてもらいたいんですが、こういう農地の造成といいますか変更というのは、何か例えば盛土するんだったら何m以上の場合は申請が必要だよとか、世の中には軽微なものもあると思うんですが、そういったものをいちいち申請、許可を得なければならないものなのか、一定のこれ以上の規模の場合はこういう申請が必要なんだとか、そういう基準はあるんでしょうか。  
もう一つは、台帳は原野になっているんですが、これを農地と判断してやっていくってということでしょうか。  
すみません、新人なものですから……。
- 主 査 (出口 大悟君)  
農地法の手続が要るか要らないかというところなんですけれども、厳密に言えば、農地以外の利用をする場合にはどんな小さなものでも手続が要ると判断されます。  
ただ、例えば農業用の倉庫ですとか農業用の施設については、2a未満のものについては許可が要らないというふうになっております。  
しかし、届出は必要というふうになっておりますので、耕作以外の利用をする場合に手続が一切要らないっていうものは、厳密に言えないということがあります。  
先ほどの地目の件ですが、農地の判断につきましては登記地目について判断するものではないので、現況が農地であれば仮に登記地目が宅地、雑種地であったとしても農地として判断することになります。
- 局 長 (市村 義美君)  
補足になりますけど、盛土の関係は、盛土条例は長野県で条例施行されております。

それで、御承知のように、新宮川岸のところは盛土条例の審査対象になっておまして、大規模、ある程度の一定規模のものは長野県が審査するという事になっております。

はっきりした数字は今私も分かりませんが、今回のものはそこまでの規模には至らないということで、この盛土の部分については恐らく対象外ではなかろうかということです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですか。

6 番 (小松 伸治君)

はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

1 番 (森 武雄君)

申請人の■■■さんは農地造成をした後に何を栽培するかっていうことは言っていますか。

17番 (河上 邦和君)

高齢のため自己保全管理で草刈りするのがやっとだということで、どうも何を作るということでもないようです。

1 番 (森 武雄君)

では、今までとか、現状は何か作物を作っているんですか。

17番 (河上 邦和君)

現状を見たところでは、ただ草刈りをしてあるだけです。

それで、ここは2段に下がっているんですけど、下がった下のほうは、例えばトラクターのハンマーナイフとか、ああいうものはもう低過ぎちゃって入っていけない状態で、上のほうは何かハンマーナイフかスパイダーモアみたいなもんで草刈りだけはしてありました。

1 番 (森 武雄君)

それじゃあ作物は作っていないんですね。

17番 (河上 邦和君)

作物を作ったっていう形跡は、どうも見た感じではないです。

1 番 (森 武雄君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは議案第 51 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 7 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 6 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 9 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になりまして、先ほど計画変更の際に御説明させていただいた場所になります。

町 1 区、          の北 1 筆 115 m<sup>2</sup>になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場・物置用地。

理由でございますが、借受人は当地の南側において事業を営んでいるが職員及び来客用の駐車場、また業務資料などの保管場所が不足しているため駐車場及び物置用地として使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

また、一部は既に駐車場として使用してしまっていることから、一部については後追いで農地転用の許可を得る追認の手続となります。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては 2 種農地、3 種農地、2 種農地、1 種農地のいずれにも該当しないため消極的な 2 種農地となる農地でありまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 2 番でございますが、場所につきましては 9 ページの右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の東1筆1,119㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅用地が3棟。

理由でございますが、譲受人は市内において建設業を営んでおり新たに建売住宅を販売するため当地を取得したい、譲渡人は近年体調を崩しており後継者もないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和5年3月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種農地、上下水道管理設、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして3番でございますが、場所につきましては10ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になりまして、先ほど3条申請で御説明させていただいた場所の1か所になります。

上赤須区、[REDACTED]の東1筆39㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は当地の東側の住宅を購入予定であり一体的に自宅の敷地として使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては1種、特定土地改良事業施行区域内の農地ということで1種農地として見ております。不許可の例外として敷地拡張で見ております。

続きまして4番でございますが、場所につきましては10ページの右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の東4筆、計8,241㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、砂利採取のための一時的な転用。

理由でございますが、借受人は砂利を採取するため当地を借り受けたい、貸付人は賃借して協力するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっております。一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

続きまして5番でございますが、場所につきましては11ページの左側を御

覧ください。

5-5 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED] の東 2 筆、計 594 m<sup>2</sup>になります。

7 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在妻の実家に子どもとともに同居しているが手狭なため住宅の新築を計画した、実家の農業を手伝いたいと考え実家に近い当地に住宅を新築したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 5 年 6 月 14 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地ということで 1 種農地で見えておまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

8 ページを御覧ください。

続きまして 6 番でございますが、場所につきましては 11 ページの右側を御覧ください。

5-6 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の北 1 筆 479 m<sup>2</sup>になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが実家の近隣で定住を図りたいと考え住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は息子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 5 年 6 月 14 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上 6 件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

2 番 (中嶋 隆君)

1 番ですけど、先ほどのものですけど、もう舗装されている土地なんで問題ないというふうに考えます。

それから 2 番、こちらは 8 月 9 日に現地確認いたしまして、地図を見ていただければ分かりますけど、両側はもう宅地になっていて、うちとうちの間なん

で問題ないというふうに考えます。

以上です。

9 番 (小松原 博君)

3 番です。

地図を見ていただくと分かると思うんですけど、現況のほうは現存の住宅敷地に隣接する三角農地です。2 か所は公道に面しておりまして、住宅敷地側にある譲渡人の住宅の一部となっているような状態でした。

状況により総合的に判断して申請は問題ないというふうに考えます。

以上です。

1 4 番 (宮澤 秀一君)

4 番でございますが、借受人につきましては以前から下平の大区画圃場整備の中で砂利を採取している事業者さんでございます。したがって、今までの工事の状況等を見ましても周辺農地への影響はないというふうに判断をいたしました。

なお、特に排水路の管理、それから道路の出入口の管理をしっかりしていただくように意見を付してございます。

以上です。

2 4 番 (菅沼 佳彦君)

5 番を説明します。

現地はもともと住宅と耕作地が点在している場所で、まとめて農地があるというところではありません。

それで、今回の申請地についても、隣接する住宅がありまして、その隣という状況となります。

それで、左側のほうについては2mぐらい段差がある原野、それから今度取得する手前のほうは譲渡人の■■■■さんの畑で、現在も耕作しています。それで、東側道路ということで、段差以外はほぼ平らなところで、隣の農地に対する影響はほとんどないと思いますので、問題ないと思います。

8 番 (滝沢 久美子君)

6 番ですけれども、ここは息子さんがおうちを建てるということで申請があった農地で、横の道路にはもう下水道も埋設されておりますし、近隣の住民の方にも了承を得ているということで、問題はないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。



- 5 番 (倉田 益式君)  
4 番についてですが、許可基準のところ「一時転用 (1.5 年)」ということで許可が下りるんですが、XXXXXXXXXXさんの事業内容がよく分からないんですが、ほかにも同じように借りてやっていると思うんですが、1 年半ごとに場所を移動しながらやっているんですか。
- 1 4 番 (宮澤 秀一君)  
大体そんな感じです。1 年半借りて、また次の圃場をお借りするということです。
- 5 番 (倉田 益式君)  
では、これは間違いないわけですね。
- 1 4 番 (宮澤 秀一君)  
はい。
- 5 番 (倉田 益式君)  
分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかに質問、御意見ございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第 52 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 53 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業) を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)  
それでは議案書 12 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業) を御説明し、御提案とさせていただきます。  
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。  
公告年月日でございますが、令和 5 年 8 月 31 日でございます。  
期間の終期でございますが、10 年が田 2,494 m<sup>2</sup>、畑 2,476 m<sup>2</sup>、合計で 4,970 m<sup>2</sup>でございます。  
貸手が 2、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

13 ページに利用権設定する各筆の明細が載っております。

2名の土地利用者が長野県農業開発公社に合計で3筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

推進委員の補足説明がありましたらお願いいたします。

[発言者なし]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第53号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第53号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第54号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

お願いします。

それでは議案書の14ページをお開きください。

議案第53号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきます。

こちらにつきましては農業開発公社を通じた農地の売買となります。

まず農用地利用集積計画総括表を御覧いただきたいと思います。

公告年月日につきましては令和5年8月31日を予定しております。

売買の面積につきましては田んぼが1万5,491㎡ということで、売手は2、買手は3でございます。

売手、買手の内容につきましては隣の15ページにあります所有権移転一覧表にて御確認いただきたいと思います。

15 ページの所有権移転一覧表ですが、まず 1 件目、こちらにつきましては  
■■■■さんから長野県農業開発公社が買い受けるといった内容となっております。

対象となる農用地の面積ですが、合計で 5,499 m<sup>2</sup>。

所有権の移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和  
5 年 9 月 20 日。

対価につきましては 100 万円。

取得後の利用目的につきましては、取得前と同様、水稻栽培の予定となっております。

農業開発公社を通じた売買につきましては、あらかじめもう次の買手が決ま  
っておるということで、公社に所有権を一度移転した後、3 か月後に農地の  
購入希望者に売り渡すといったこととなります。

それで、今回、この農地の公社からの売渡先につきましては、表の下に記載  
がありますとおり■■■■さんに農業開発公社から売り渡すということが決ま  
っております。

それで、3 か月間は所有するということとなりますので、農業開発公社から  
次の売渡先に売り渡すことについて議案として提案するのは 11 月の総会とな  
りますので、御承知おきください。

続いて 2 件目、3 件目、こちらは農業開発公社から次の購入希望者のほうに  
売り渡すといった内容となっております。

2 件目の農用地につきましては■■■■さんが買い受ける内容となっております。

対象となる農用地の面積は 771 m<sup>2</sup>。

所有権の移転時期、対価の支払い時期等は令和 5 年 9 月 15 日。

そして売渡しの対価につきましては 16 万 3,300 円ということです。

取得後の利用目的は野菜を栽培する予定でございます。

失礼しました。1 件目 2 件目の農用地の位置なんですけれども、16 ページの  
ほうに地図を載せてございます。

1 件目の■■■■さんから農業開発公社のほうに売り渡す農地につきましては  
16 ページの左側の位置図、上赤須の■■■■の南側に位置  
する 2 筆の農地となります。

そして、2 件目の農業開発公社から■■■■さんが買い受ける農地につきましては  
16 ページの右側の位置図、■■■■の東側、そして下側  
沿いに位置する農地となっております。

15 ページにお戻りください。

3 件目でございますが、農業開発公社から■■■■さんが買い受ける内容となっ  
ております。

